

行方市こども計画

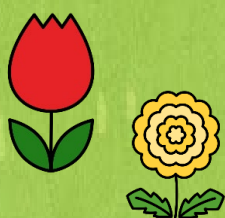
(第3期行方市子ども・子育て支援事業計画)

(令和7年度～令和11年度)

概要版



令和7年3月
行方市



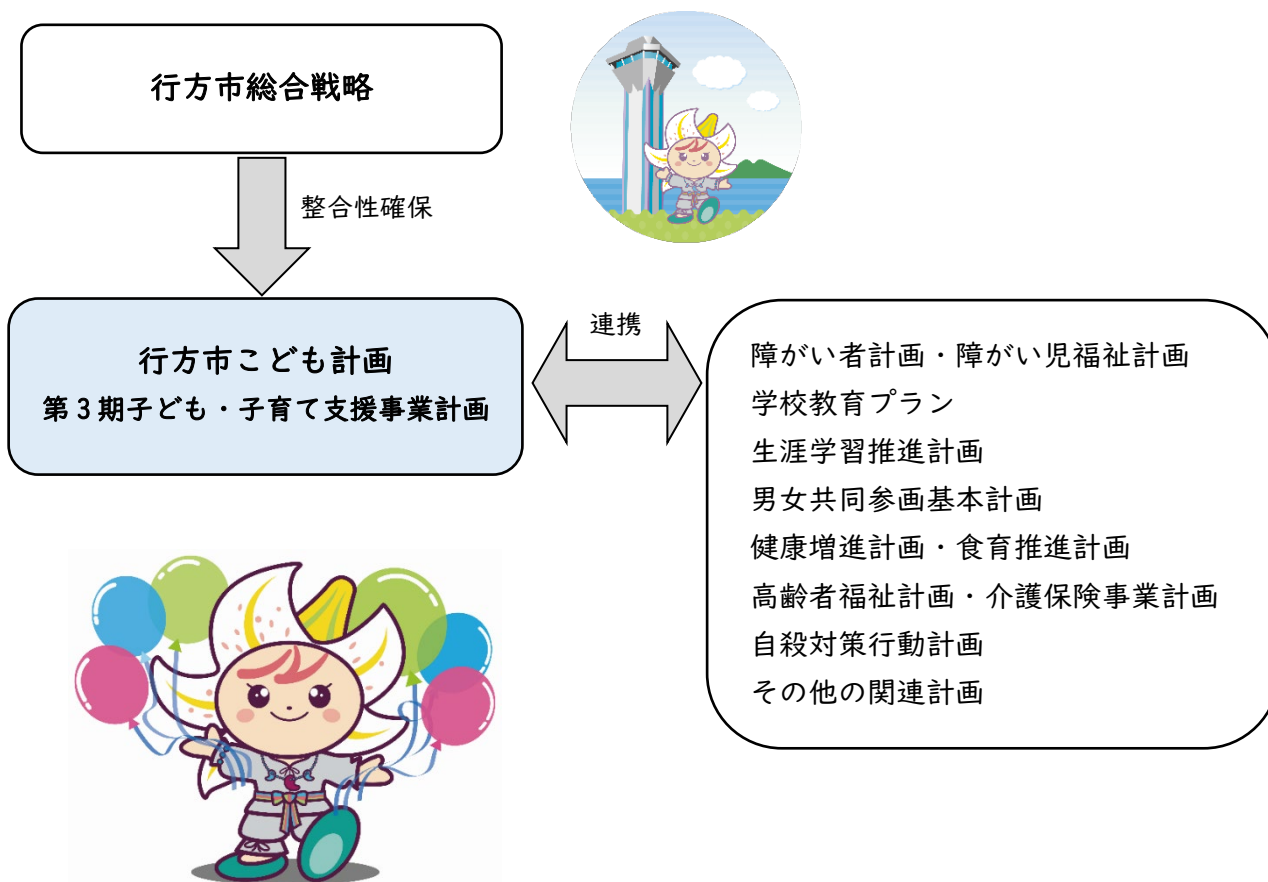
計画策定の趣旨

本市では、令和6年度で第2期行方市子ども・子育て支援事業計画が終了することから、これまでの施策・事業の評価や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会を作るため、少子化対策や貧困対策、子ども・若者育成支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進するため、「こども基本法」に基づき、「第3期行方市子ども・子育て支援事業計画」を含む「行方市こども計画」を策定しました。社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、妊娠前からの切れ目ない支援による子育て環境の実現を目指していきます。

計画の性格と位置付け

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を内包する計画としています。

また、本市の最上位計画である「行方市総合戦略」の部門別計画として位置付け、その他の関連する各計画と連携、調和を図りながら、総合的に子育て支援の取組を推進していくものです。



計画の期間

本計画の期間は、「こども基本法」に基づき令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期行方市子ども・子育て支援事業計画					行方市こども計画 第3期行方市子ども・子育て支援事業計画				

基本理念

こどもは、未来に向かって無限の可能性を秘めています。このこどもたちが、それぞれの個性と能力を伸ばし、いきいきと健やかに成長していける社会環境を築いていくことは、行方市の未来にとっても大切なことです。

本市は、美しい水辺と肥沃な大地を舞台に豊かな自然環境や農水産物に恵まれ、県内でもトップクラスの宅地面積・住宅面積を有するなど、のびのびと子育てするにはとても魅力ある地域です。

この行方市で安心してこどもを産み、心にゆとりを持って育児ができるよう、切れ目のない子ども・子育て支援策を充実させるとともに、家庭、地域住民、各種団体、学校、行政、企業等、地域社会全体の「協働・共創」を基本に、こどもの健やかな成長を見守り、支え、喜び合えるまちとして、取組を推進します。

地域資源の魅力を最大限に活用しながら、“子育てするならやっぱりなめがた”と、言われるこども・子育て支援の充実した取組を推進していきます。

第3期も引き続き、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第2期計画の基本理念を継承します。

【基本理念】

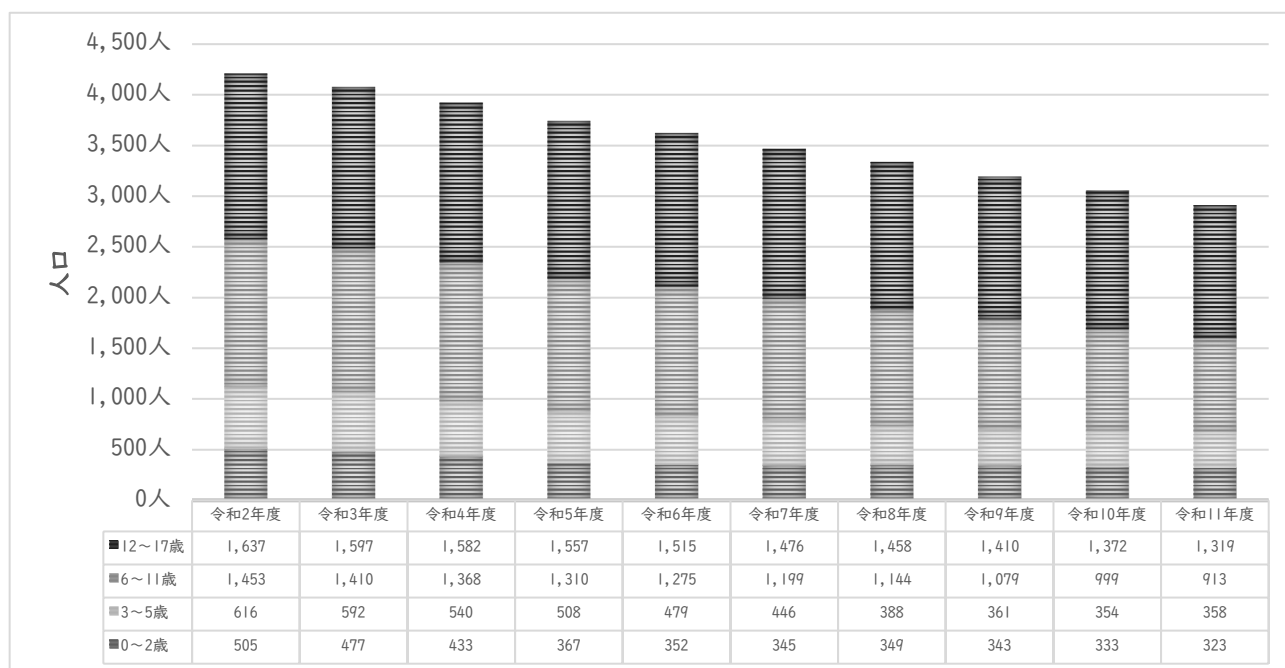
未来をひらくこどもが健やかに生まれ
育つためのまちづくり



推計児童人口

本市の児童（0～17歳）人口は、令和6年現在で3,621人となっており、減少傾向が本計画期間（令和7～11年）も続くことが見込まれます。

0～17歳人口の推移



出典：令和2年度～令和6年度は住民基本台帳人口、令和7年度以降は、住民基本台帳人口を使用したコーホート変化率法による市独自推計

施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。次の施策体系に沿って、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）と確保方策（供給量と供給時期）を設定するほか、子ども・子育てに関する施策の総合的な展開を図ります。

◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

1 教育・保育提供区域の設定

人口、利便性、教育・保育施設の配置等から勘案し、広域で調整しやすい等の理由から、市域全域を1区域として設定し計画を推進します。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策 【数値目標は5ページ参照】

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について、量の見込み、特定教育・保育施設等保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 【数値目標は6ページ参照】

国から示された基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み、確保方策及び実施時期を設定します。

4 教育・保育の一体的提供及び質の確保・向上

今後も、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校との相互連携強化に努めます。また、保育士・幼稚園教諭等への研修や指導を充実し、教育・保育の質の確保・向上を図ります。さらに教育・保育施設への適正な指導監査に努めます。

5 育児休業等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

就学前の児童の保護者が育児休業中であっても、希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう支援します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付方法で実施します。

7 外国につながる幼児への支援・配慮

本市では、国際交流や多文化共生への意識を深める取組を推進しており、近年では、本市にも在留する外国人が増えています。外国人との交流を通して、言語・文化を学ぶ機会や、安心して生活ができるよう、環境づくり、保護者及び教育・保育施設等に対する支援を行います。

8 こども・若者の居場所づくり（※第3期計画からの新規施策）

放課後児童クラブ実態調査や、こども・若者・子育て世代へのヒヤリング結果から、こどもたちに「交流」や「体験」の場の確保を期待する意見が多くの割合を占めました。こども・若者のすべてのライフステージにおいて、自然体験、職業体験、世代間交流などの機会を提供できるよう努めていきます。

◆子ども・子育てに関する施策の総合的な展開

1 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実等
- (4) こどもの貧困対策の推進
- (5) ヤングケアラーの実態調査事業の推進（※第3期計画からの新規施策）

2 子育て支援及び仕事との両立支援

- (1) 地域子育て支援の充実
- (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及
- (3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

3 こどもと親の健康づくり

- (1) こどもと親の健康の確保・増進
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実



教育・保育の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

教育・保育給付認定

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる保育施設	利用時間
1号認定 (教育認定)	満3歳 以上	なし	・幼稚園 ・認定こども園 (幼稚園部)等	・教育標準時間 (1日4時間程度)
2号認定 (保育認定)		あり	・保育所 ・認定こども園 (保育部) ・認可外保育施設等	・保育標準時間 (1日11時間) ・保育短時間 (1日8時間)
3号認定 (保育認定)	満3歳 未満			

必要量と確保方策

区分	事業の名称		令和6年度		令和11年度	
			実績	確保量	計画	確保量
教育・ 保育認定	教育標準時間(1号認定) 満3歳～5歳		98人	385人	78人	410人
	保育認定(2号認定) 満3～5歳		365人	461人	241人	381人
	保育認定 (3号認定)	0歳児	45人	49人	39人	42人
		1歳児	77人	225人	53人	82人
		2歳児	103人		79人	112人



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

区分	事業の名称	令和 5 年度	令和 11 年度	
		実績	計画	確保方策
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	2 か所	2 か所	こども家庭センターで実施
	地域子育て支援拠点事業	1,673 人	528 人	保育施設 7 か所で実施
	妊婦健康診査事業 実利用数 健診回数	119 人 1,240 回	85 人 1,190 回	妊娠届出時 14 回分、転入者は必要枚数分の受診券を交付
	乳児家庭全戸訪問事業	113 人	90 人	生後 4 か月の乳児がいるすべての家庭を訪問
	子育て援助活動支援事業 (子育てサポート事業)	54 人	70 人	社会福祉協議会に委託して実施
	一時預かり (幼稚園型)	5,624 人	5,113 人	在園児を対象に幼稚園で実施
	一時預かり (幼稚園型以外)	187 人	150 人	保育施設 6 か所で実施
	延長保育事業	266 人	252 人	保育施設 8 か所で実施
	病児保育事業	163 人	174 人	保育施設 3 か所で実施
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	474 人	402 人	4 小学校区 5 か所の放課後児童クラブで実施
	子育て世帯訪問支援事業 ※令和 7 年度から新規事業	—	14 人	虐待等支援が必要な児童に、こども家庭センターで実施
	児童育成支援拠点事業 ※令和 7 年度からの新規事業	—	3 人	養育環境に課題を抱える児童に対し居場所を確保
	親子関係形成支援事業	5 人	8 人	ペアレントトレーニング等を通し必要な支援を実施
	妊産婦等包括相談支援事業 ※令和 7 年度からの新規事業	—	85 人	妊娠届出時、妊娠 8 か月頃、赤ちゃん訪問時に伴相談支援を実施
	産後ケア事業	2 人	13 人	出産後の母子に対し心身のケアや育児のサポート等を実施
	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ※令和 8 年度からの新規事業	—	4 人	就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できる事業



計画の成果指標一覧

本計画は、次の成果指標を設定します。

令和7年度から令和11年度までの5年間に、目指す姿にどれだけ近づけたかを評価するため、「令和5年度子どもの生活実態調査」及び「令和5年度こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果を踏まえ、成果指標と5年後に達成すべき目標値をそれぞれ設定しました。

成果指標			現状値 (%)	目標値 (%)
①	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	小学5・6年生	79.6	現状維持
		中学生	75.9	現状維持
		18歳～39歳	55.9	70.0
②	「今、自分は幸せだ」と思うこども・若者の割合	小学5・6年生	89.7	現状維持
		中学生	89.2	現状維持
		18歳～39歳	83.7	現状維持
③	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこどもの割合	小学5・6年生	79.2	80.0
		中学生	84.0	現状維持
④	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	小学5・6年生	79.3	80.0
		中学生	73.1	80.0
		18歳～39歳	70.7	80.0
⑤	「子育てなどに心配や悩み事がある」と思う子育て当事者の割合	小学5・6年生の保護者	61.7	50.0
		中学生の保護者	56.9	50.0

こども・若者・子育て世代の意見聴取

本計画策定にあたり、小学生、中学生、若者、子育て当事者を対象に、「魅力ある街づくり」等について意見交換を行いました。

全世代共通して多かった意見として、「居場所づくり」が挙げられました。子育て世代の交流を深める機会においては「こども家庭センターのイベントをもっと知ってもらえるといい」などの意見が多く聴かれました。また、こどもから高齢者、障がい者、海外の人など、様々な特性を持った人々が楽しく安全に不自由なく過ごせる「居場所」が欲しいとの意見や、様々な体験ができるイベント・場所などがあればいいとの意見なども挙げられていました。



麻生東小学校5年生



北浦中学校2年生

行方市こども計画（第3期行方市子ども・子育て支援事業計画）

【概要版】令和7年3月 行方市 市民福祉部 こども課

〒311-3512 茨城県行方市玉造甲404（玉造庁舎）

電話 0299-55-0111（代表）